

# 消費生活トラブル注意報 !!

## ★スマホでのワンクリック請求の新しい手口に気をつけよう!

・・・福岡市消費生活センター

### (相談事例)

スマートフォンで画像サイトを見ようとして、年齢認証をタップしたら、会員登録の表示がされた。会員登録をするつもりはなかったが、ポップアップが表示され、「OK」を押すしかなかった。自動的に電話発信の確認画面が現れ、発信をしてしまい、相手には何も答えずに電話を切った。

電話番号を知られており、今後お金の請求があるのではないかと心配である。



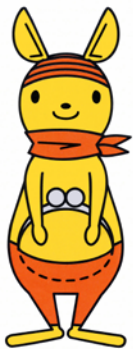
@KANAGAWA2013

### (アドバイス)

◆『画像サイトを見ていたら、いきなり会員登録の画面となり、登録料の請求をされ、解約のために表示されてある電話番号に連絡をすると解約料を請求された。』という相談は、従来からもありましたが、最近になって、登録完了画面の出現後に「186」で始まる電話番号の発信画面が自動的に現れ、利用者が非通知設定をしていても、電話番号が勝手に通知されてしまうという、より悪質な手口が増えてきています。

◆自動的にポップアップ画面が表示され、自動発信されようとした場合でも、ホームボタンを押してホーム画面を表示させ、「設定」ボタンから使用しているブラウザの閲覧履歴の消去をすることによって自動発信の画面を消去できます。

◆もし発信してしまった後に、発信先の電話番号や、知らない電話番号から電話がかかってきても出ないようにしましょう。またお金を請求されたとしても、契約は成立していないので、お金を払う必要もありません。業者には絶対に連絡を取らず、不安に思った場合には、お住まいの消費生活センターに相談しましょう。



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

\*「消費者ホットライン」0570-064-370

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

\*消費者ホットラインは、7月1日より「188(嫌や! (イヤヤ!))」にかわります。